

公立保育所内における庁内電話使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 公立保育所内における庁内電話の使用（以下「庁内電話の使用」という。）については、この要綱に定めるところによる。

(監督者)

第2条 庁内電話の使用については、各公立保育所長（以下「保育所長」という。）が監督の任に当たるものとする。保育所長が不在のときは、保育所長責任の下、代替りの者を監督者として指名できる。

(庁内電話の制限)

第3条 庁内電話の使用については、原則として公用に限る。ただし、やむをえない事情があるときは、監督者の使用許可を得て、私用に供することができる。

(使用料の徴収)

第4条 庁内電話を私用で使用する場合、1回につき金10円を、電報については電報料実費を使用者から徴収し、別紙「私用電話使用簿」に必要事項を記入する。

2 徴収した使用料については、その月分の「私用電話使用簿」とあわせて、翌月の所長会の日、午後2時までに、所管課に提出する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。